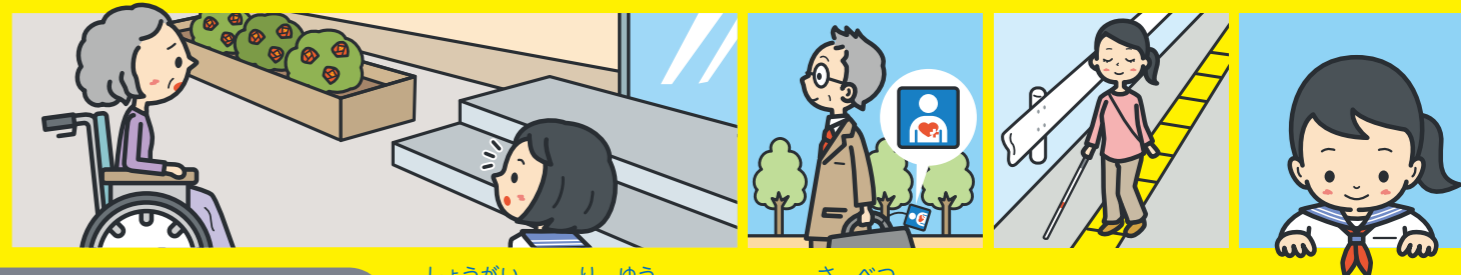


しょうがい ひと かん
● 障害のある人に関するマーク

建物や設備に付けられるマーク		<p>障害者のための国際シンボルマーク 車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方を対象としています。施設や駐車場などでこのマークを見かけたら、利用への配慮を心がけましょう。</p>		<p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物や機器などに付けられます。信号機や音声案内装置、書籍などで見かけるマークです。</p>
		<p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>		<p>宮城県適合マーク 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に適合し、障害のある方に限らず、だれもが利用しやすい公益的施設に交付されます。</p>
サインや、身に付けているマーク		<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 「白杖SOSシグナル」運動を啓発するマーク。白杖を頭上に掲げている方を見かけたら、進んで声をかけましょう。</p>		<p>耳マーク 聞こえが不自由なことを示すマークです。このマークを示されたら「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮しましょう。</p>
		<p>ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある人を表すマーク。内部障害の方は優先席や障害者用駐車スペースの利用を希望している場合がありますので、御理解・御協力ください。</p>		<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からは分からなくても手助けや配慮を必要としている方が身に付けるマークです。</p>
店舗や事務所、窓口につけられるマーク		<p>ほじょ犬マーク 盲導犬、介助犬、聴導犬など身体障害者補助犬同伴の啓発マークです。施設や店舗、交通機関などで補助犬を連れてくる方を見かけたら協力しましょう。</p>		<p>ゆずりあい駐車場利用制度のマーク 障害や高齢、妊娠婦など、移動に配慮が必要な方に対して県が交付する、制度の対象となる駐車区画の利用証です。</p>
		<p>手話マーク 手話で対応できることを表すマークで、行政機関や公共・民間施設の窓口等で提示されます。また、障害のある方が提示し配慮を求める場合もあります。</p>		<p>筆談マーク 筆談で対応することを表すマークで、行政機関や公共・民間施設の窓口等で提示されます。また、障害のある方が提示し配慮を求める場合もあります。</p>
車につけられるマーク		<p>身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマーク。表示された車への無理な幅寄せや追い越しは交通違反になります。</p>		<p>聴覚障害者標識 聴覚に障害があることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマーク。表示された車への無理な幅寄せや追い越しは交通違反になります。</p>



けん じん
県民のみなさんへ

しょうがい り ゆう さ べつ
障害を理由とする差別をなくすため

想像してみよう！

しょうがい 障害って なん 何だろう…

どんなことに 困っているの かなあ…

じ ぶん 自分には なに 何ができる だろう…

はい りよ 配慮するって どういうこと？

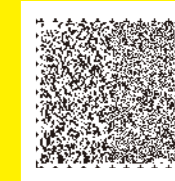


みやぎけん
宮城県
保健福祉部障害福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL: 022-211-2538 FAX: 022-211-2597
メールアドレス: syoufukup@pref.miyagi.lg.jp
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/
令和3年12月発行



みぎ のコードは文字を読むことが難しい方のための音声コード
「Uni-voice」です。専用アプリをダウンロードしたスマートフォンで読み取ることができます。



社会にはさまざまな人が 一緒に暮らしています。

障害には、身体障害、知的障害、精神障害などさまざまなものがあり、見た目では分からないこともあります。
障害のある人が困っていることや必要としているサポートについて想像し、障害のある人もない人も安心して暮らすためにはどうしたらいいか、みんなで一緒に考えていきましょう。

車いすの方がバス停に並んでいたら…
「スロープをお願いします」と運転手さんに声をかけを行う

駅で白杖を使っている方を見かけたら…
「何かお手伝いが必要ですか?」と声をかけよう。

バス停や地下鉄の乗り場に点字ブロックがあったら…
点字ブロックの上に並ばないように気をつけよう

路上で聴覚に障害のある方から呼び止められたら…
話すことができても、聞こえるわけではありません。メモやスマホで筆談することを考えよう

街で補助犬を見かけたら…
かわいくても、使用者の了解を得ず、なでたり声をかけたりしてはいけないことを覚えておこう

本屋さんで車いすの方が高い所にある本を取れず困っていたら…
「お手伝いしましょうか?」と声をかけ、必要なら代わりに取って手渡す

点字ブロックの上に自転車や物が置いてあったら…
視覚に障害のある方は歩みにくはず。お店の人を呼んで対応してもらおう

多機能トイレが使用中のため、障害のある方が利用できない…
「混んでいるから」「短い時間だから」という理由だけで、多機能トイレを利用することを控える

障害に関するマーク（ヘルプマークやハートプラスマーク）を身に付けている人を電車やバスの車内で見かけたら…
困っている場合は声をかけ、席をゆずるなどする

困っている様子の人を見かけたら「何かお困りですか」と声をかけてみましょう。

- 一方的な対応は、相手の方がかえって戸惑ってしまいます。
- 手助けする場合は、どんなことに困っているかをよく聞いてから、適切なサポートをしましょう。

宮城県では、手助けを求める人と手助けできる人をつなぐスマートフォンアプリ「May ii」を活用した体験交流会を開催しました。
体験交流会の様子はこちらから▶

差別のない社会をつくるために、宮城県では「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を制定しました。
条例のガイドライン▶

